

一般社団法人日本FIDバスケットボール連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.jbf-fid.jp/federation/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 『組織運営に関する中長期基本計画（Connect to the future 2020 - 2030）』という中長期計画を策定している。 【審査基準（2）について】 『組織運営に関する中長期基本計画（Connect to the future 2020 - 2030）』を当連盟HPにて公表している。 参考URL：https://www.jbf-fid.jp/federation/?jump=federation9 【審査基準（3）について】 選手への意見聴取を行うことを目的に、2022年9月実施の女子代表合宿参加者へ中長期計画についてアンケートを実施した。現時点では複数名から回答は受領しているものの、特筆すべき意見は検出されていない。このようなアンケートの実施によって、幅広く意見を聴取している。	1.『組織運営に関する中長期基本計画（Connect to the future 2020 - 2030）』 2.『2020年度第6回理事会議事録』 3.『強化合宿実施後アンケート（結果）』
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 現在、当連盟では役職員のほとんどが本業の傍らで時間を見つけて何とか業務を行っているという理由から、人材の採用及び育成に関する計画を策定していない。そこで、役職員を計画的に研修を受講させることなどを念頭に、2024年6月の役員改選によって選出された理事15名を中心に2026年3月を目標に中長期計画を定めていく方針である。 【審査基準（2）について】 上述の通り、計画を策定し次第当連盟HPにて公開する予定。 【審査基準（3）について】 策定段階において、外部理事を含む理事15名やブロック委員（全国6ブロック）、各委員会委員からヒアリングを実施するといった方法により、役職員や構成員から幅広く意見を募る予定。現時点では日本代表強化合宿時に、理事・委員など15～20名程度で意見を交換している状況である。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 前掲『組織運営に関する【中長期基本計画】（Connect to the future 2020 - 2030）』の23頁以降において、「財政状況の分析」及び「財政の見直し」を行った結果を記載しているが、複数年度に渡る具体的な財務計画までは策定できていないため、2026年3月までに方針をまとめる予定である。 【審査基準（2）について】 上述の通り、計画を策定し、中長期計画のアップデートもしくは個別の計画として当連盟HPにて公開する予定。 【審査基準（3）について】 策定段階において、外部理事を含む理事15名やブロック委員（全国6ブロック）、各委員会委員からヒアリングを実施するといった方法により、役職員や構成員から幅広く意見を募る予定。	1.『組織運営に関する中長期基本計画（Connect to the future 2020 -2030）』 2.『2020年度第6回理事会議事録』
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準（1）について】 『役員選考委員会規程』第7条第2項にて外部理事の目標割合を4分の1(25%)以上に設定し、現在は15名中8名(約53%)で目標を達成している。 【審査基準（2）について】 『役員選考委員会規程』第7条第2項にて女性理事の目標割合を半数(50%)に設定し、現在は15名中6名で40%となり、2024年6月の役員改選を経て17%から大幅に女性理事の登用に成功している。50%への割合達成時期は長期的に考え2030年6月の役員改選期を目標とし、引き続き候補者の選定、就任打診を継続していく。	4.『役員名簿』 5.『役員選考委員会規程』 6.『基本規程』
5	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	評議員会はないため該当しない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】 現在、当連盟では選手の障害特性(知的障害)から人材が不足しているため、アスリート委員会を設置していないが、今後、医科学委員会を中心にサポート体制を構築し、2026年6月の役員改選時に委員会を発足する予定。 【審査基準(2)について】 まずは男女日本代表選手において「誰かにやってもらうことが当たり前」というような意識改革を始めとした人材育成に取り組むこととし、OB・OGから各1名の委員候補者を選定し、内諾を得ている。 【審査基準(3)について】 アスリート委員会の意見を連盟事務局を通じて理事会に答申又は報告する予定。	
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	2024年6月の役員改選を経て理事を19名から15名に減らし、外部理事割合を増やすことで理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っている。当連盟副会長を委員長としたブロック委員会を設置し、全国6ブロック(北海道・東北、関東、東海北信越、近畿、中国四国、九州)から委員を選出することで理事会との連携を図っている。	4.『役員名簿』
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)について】 『基本規程』第11条にて、理事の就任時の年齢に制限を設けている。	6.『基本規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数 の上限を設けること	【審査基準（1）について】 『基本規程』第10条にて、理事の再任回数に上限を設けている。現時点で10年を超えて在任している理事はいない。	6.『基本規程』 4.『役員名簿』
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準（1）について】 本連盟は「役員選考委員会」を設置し「有識者」である特別支援学校の校長・副校長経験者も参画している。当該委員会においては、理事会など他の機関から独立して役員候補者の決定を行っている。	5.『役員選考委員会規程』 7.『委員会名簿』 8.『役員選考委員会の選任に関する提案書』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(1) NF及びその役職員その他構 成員が適用対象となる法令を遵守 するために必要な規程を整備する こと	【審査基準(1)について】 『コンプライアンス規程』にて、連盟及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守する 旨を含む規程を整備している。	9.『コンプライアンス規 程』
12	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる 一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。	6.『基本規程』 10.『入会及び退会規程』 11.『会費規程』 12.『社員総会運営規則』 9.『コンプライアンス規 程』 13.『理事会規程』 14.『理事の職務権限規 程』 15.『経理規程』 16.『事務局規程』 17.『経費規程』 18.『謝金支給規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	【審査基準(1)について】 法人業務に関する規程を整備している。	19.『文書管理規程』 20.『情報公開規程』 21.『個人情報取扱規程』 22.『業務決裁規程』 23.『危機管理規程』 24.『通報相談窓口規程』 37.『懲罰規程』 38.『裁定規程』 39.『復権手続規程』
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 『基本規程』第14条(1)(2)にて、役員の報酬等について定めている。	6.『基本規程』
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	【審査基準(1)について】 法人の財産に関する規程を整備している。	25.『財産管理運用規程』 26.『基金取扱い規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	【審査基準(1)について】 『基本規程』第6章にて肖像権、試合の放映、商品化等の付随的事業を実施するためのNFの権利に関 する規程を定めている。 加えて、本連盟は、「IDバスケットボールの普及及び振興を図るため、定款に定める事業を補完する ことを目的として…付随的事業を行う」と規定する(基本規程91条)。ここでいう「定款に定める 事業」とは、定款4条に規定する事業をいい、これによって財政的基盤を支える規程を整備している。	6.『基本規程』 11.『会費規程』 27.『定款』
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	【審査基準(1)について】 『強化指定選手・日本代表選手及び日本代表コーチングスタッフに関する規程』第4条にて、選考基準 を定めている。 【審査基準(2)について】 『強化指定選手・日本代表選手及び日本代表コーチングスタッフに関する規程』第5条にて肖像権等の 権利を、『基本規程』第4章にて選手登録、移籍について定めている。 【審査基準(3)について】 団体競技のため記録のみでの選考は難しく、『強化指定選手・日本代表選手及び日本代表コーチング スタッフに関する規程』第4条にて、強化・普及委員会にて選考選手案を作成・審議後に、理事会にて 最終決定する旨を定めている。	28.『強化指定選手・日本 代表選手及び日本代表 コーチングスタッフに関 する規程』 6.『基本規程』
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 現在、当連盟として審判員を置いていないため、本審査項目は該当しない。当連盟が主催する全国大 会では、競技ルールをJBA競技規則に従うこととしており、開催地の健常者の都道府県バスケットボー ル協会に依頼し、審判員の派遣を受けている。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確保するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確保するこ と	【審査基準 (1) について】 現在、当連盟では助成金を活用し、規程の整備や法人運営に関し、継続的に弁護士をサポートを受けられる体制を構築し、当該弁護士にコンプライアンス委員会委員へも就任いただいている。 【審査基準 (2) について】 当連盟では2020年度から継続的に研修等を実施していることから、役職員は必要な法的知識を有している。	7.『委員会名簿』 31.『2022年度コンプライアンス研修資料(役職員向け)』 47.『弁護士への相談実績(請求書)』 42.『2020年度コンプライアンス研修資料(役職員向け)』 43.『2021年度コンプライアンス研修資料(役職員向け)』
20	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	【審査基準 (1) について】 コンプライアンス委員会を設置し（基本規程第32条1項）、2022年度より少なくとも年1回以上、定期的に開催している。 【審査基準 (2) について】 コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、『コンプライアンス規程』第5条第2項で委員長であるコンプライアンス担当理事がコンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する旨を定め、同規程第5条第3項で臨時委員会とは別に年2回の定例委員会開催を定めている。 【審査基準 (3) について】 現在、当連盟ではコンプライアンス委員会の構成員の性別について定めはないが、女性を1名配置している。	9.『コンプライアンス規程』 29.『コンプライアンス委員会規程』 6.『基本規程』 7.『委員会名簿』 48.『コンプライアンス委員会議事録』
21	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	【審査基準 (1) について】 本連盟のコンプライアンス委員会は、弁護士1名及び連盟副会長2名の合計3名で構成されている。	9.『コンプライアンス規程』 29.『コンプライアンス委員会規程』 7.『委員会名簿』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 コンプライアンス規程第9条、第10条において役職員登録メンバーに対するコンプライアンス研修を定期的に開催する旨規定しており、2020年度から年に1回、Webミーティング等の方法により定期的を実施している。理事の任期が2年のため、2期4年を区切りとした役職員向けのコンプライアンス教育の実施計画を作成している。	9.『コンプライアンス規程』 27.『定款』 31.『2022年度コンプライアンス研修資料(役職員向け)』 42.『2020年度コンプライアンス研修資料(役職員向け)』 43.『2021年度コンプライアンス研修資料(役職員向け)』 48.『2023年度コンプライアンス研修資料(役職員向け)』 50.『コンプライアンス教育実施計画』
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 本連盟は、選手及び指導者に対し、毎年実施している強化合宿などを利用し、2020年度から年に1回のコンプライアンス研修を定期的に行っている。主要国際大会が4年度との開催であることから、4年を区切りとした選手向けのコンプライアンス教育の実施計画を作成している。	9.『コンプライアンス規程』 30.『2022年度コンプライアンス研修資料(選手向け)』 44.『2020年度コンプライアンス研修資料(選手向け)』 45.『2021年度コンプライアンス研修資料(選手向け)』 49.『2023年度コンプライアンス研修資料(選手向け)』 50.『コンプライアンス教育実施計画』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 現在、当連盟として審判員を置いていないため、本審査項目は該当しない。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準（1）について】 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。 【審査基準（2）について】 現在、当連盟では税理士との顧問契約により税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。また、法律についてはコンプライアンス委員会委員に弁護士を迎えることで一定のサポートを受けることができる体制を構築している。	32.『顧問契約書(税理士)』 7.『委員会名簿』
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準（1）について】 『経理規程』、『経費規程』及び『財産運用管理規程』を整備することにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 【審査基準（2）について】 一般社団・法人法に基づき、適性のある監事等を設置している。 【審査基準（3）について】 監事監査では各事業年度の計算関係書類が財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかを調査しているほか、当連盟の業務執行について、ダブルチェックが有効に機能し、組織や理事がそれぞれの権限を適切に行使して運営が行われているかどうかを調査している。発見した不備に対しては指摘するとともに改善策を提出させ、不備改善の実効性を図っている。これらを踏まえた監査報告書を作成し組織の適正性の維持向上に努めている。	15.『経理規程』 17.『経費規程』 25.『財産運用管理規程』 4.『役員名簿』 51.『2023年度監査報告書』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準(1)について】 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる規程類を作成し、それを遵守している。 また、税理士と顧問契約を締結し、専門家に随時相談できる体制を構築している。	17.『経費規程』 22.『業務決裁規程』 14.『理事の職務権限規程』 32.『顧問契約書(税理士)』
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 財務情報等について、当連盟HPにて法令に基づく開示を行っている。 参考URL： https://www.jbf-fid.jp/federation/?jump=federation8	52.『2024年度収支予算書』 53.『2023年度財務諸表』
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 『強化指定選手・日本代表選手及び日本代表コーチングスタッフに関する規程』の第4条において選手選考基準を含む選手選考に関する規程を設け、当連盟HPにて開示している。 参考URL： https://www.jbf-fid.jp/federation/?jump=federation7	28.『強化指定選手・日本代表選手及び日本代表コーチングスタッフに関する規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準(1)について】 ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示している。 参考URL: https://www.jbf-fid.jp/governance-code/	36.『利益相反管理規程』 37.『懲罰規程』
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準(1)について】 重要な契約(金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。)については、理事会での承認を必要とし、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている(利益相反管理規程(以下「利益相反規程」という。)第7条)。 【審査基準(2)について】 利益相反規程において利益相反を定義付け(同規程3条)、当該定義に該当する利益相反行為については各種の規制(同規程4条ないし10条等)により、利益相反行為の潜脱を防止することで、適切に管理している。	14.『理事の職務権限規程』 36.『利益相反管理規程』
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準(1)について】 利益相反規程において、利益相反ポリシーを含めて定められている。	36.『利益相反管理規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報相談窓口規程第2条において、窓口を弁護士に委託する旨及びハラスメント相談窓口規程第2条において、窓口をコンプライアンス担当常務理事とする旨策定し、各窓口を設置している。 【審査基準（1）について】 『通報相談窓口規程』第6条及び『ハラスメント相談窓口規程』第6条にて、ホームページへの掲載その他適宜の方法により、周知徹底することを定め、それぞれの規程及び各窓口への相談フォームをホームページへ公表している。 【審査基準（2）について】 『通報相談窓口規程』第7条及び『ハラスメント相談窓口規程』第7条にて、通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 【審査基準（3）について】 『通報相談窓口規程』第7条及び『ハラスメント相談窓口規程』第7条にて、通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについての規程を設け、情報管理を徹底している。 【審査基準（4）について】 『通報相談窓口規程』第9条及び『ハラスメント相談窓口規程』第9条にて、窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 【審査基準（5）について】 2022年度コンプライアンス研修(役職員向け)において、コンプライアンス強化において内部通報相談窓口の整備が必要である旨、すでに整備済みである旨及び当連盟において通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを研修等の内容に含んでいる。選手へは2021年度コンプライアンス研修において、問題が起きた時には一人で抱えずに窓口の利用を検討すべきである旨を内容としている。	24.『通報相談窓口規程』 7.『委員会名簿』 46.『ハラスメント相談窓口規程』 30.『2022年度コンプライアンス研修資料(選手向け)』 45.『2021年度コンプライアンス研修資料(選手向け)』
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準（1）について】 現在、当連盟では通報相談窓口をホームページに設け、通報相談窓口規程第2条に記載の通り、外部の弁護士が報告を受ける体制を整備している。 参考URL：https://www.jbf-fid.jp/compliance/ また、通報相談窓口とは別にハラスメント相談窓口をホームページに設け、ハラスメント相談窓口規程第4条に記載の通り、外部の弁護士と相談できる体制を整備している。 参考URL：https://www.jbf-fid.jp/harassment/	1.『通報相談窓口規程』 46.『ハラスメント相談窓口規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	【審査基準 (1) について】 『コンプライアンス規程』第4条違反を懲罰制度における禁止行為とし、同規程第2条にて処分対象者、懲罰規程第2条にて処分の内容、同規程第9条にて処分に至るまでの手続を定めている。『裁定規程』第3条において加盟・登録団体及び選手等に関する紛争が対象である旨を、同規程第3章にてその一連の手続きを定めている。 【審査基準 (2) について】 当連盟HPに関連規程を掲載し、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。 参考URL：https://www.jbf-fid.jp/federation/?jump=federation7 【審査基準 (3) について】 『裁定規程』第10条にて、処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを定めている。また、懲罰規程9条(4)において、弁明の機会を設ける旨規定されている。 【審査基準 (4) について】 懲罰規程第10条において、処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、不服申立手続の期限を書面にて告知することを規定している。	37.『懲罰規程』 38.『裁定規程』 9.『コンプライアンス規程』 29.『コンプライアンス委員会規程』 39.『復権手続規程』
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準 (1) について】 処分審査を行うコンプライアンス委員会を中立性及び専門性を有する者で構成するために、『コンプライアンス委員会規程』第4条にて、常務理事及び外部の学識経験者の中から3名以上を選任しすることを定めている。当該規程に基づき、本連盟ではコンプライアンス委員会に、専門性・中立性の観点から外部の弁護士を配置して、連盟副会長兼コンプライアンス担当常務理事 1 名(外部理事)、女性の連盟副会長 1 名の計 3 名で構成している。	29.『コンプライアンス委員会規程』 38.『裁定規程』 7.『委員会名簿』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準（1）について】 懲罰規程第11条及び裁定規程第16条にて、NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。 【審査基準（2）について】 自動応諾条項の対象事項となる裁定委員会の取り扱う事案は『裁定規程』第2条にて、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象としている。また、『基本規程』第114条及び『裁定規程』第16条にて、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、何時にても日本スポーツ仲裁機構への申し立てを妨げないことを定めている。 【審査基準（3）について】 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則に従うものとし、申立期間について合理的ではない制限を設けていない。	38.『裁定規程』 37.『懲罰規程』 6.『基本規程』
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準（1）について】 現在、当連盟ではスポーツ仲裁の利用が可能であることを処分者に通知する事を、裁定規程第16条及び懲罰規程第10条で定めてHPで公表している。 参考URL：https://www.jbf-fid.jp/federation/?jump=federation7	38.『裁定規程』 37.『懲罰規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準 (1) について】 危機管理規程にて、危機管理体制を構築している。 【審査基準 (2) について】 危機管理マニュアルを策定している。 【審査基準 (3) について】 危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 【審査基準 (4) について】 現在、当連盟では外部有識者の協力を模索している段階であり、危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいないため、2026年3月までに危機管理マニュアルへ付け加える予定。	23.『危機管理規程』 40.『危機管理マニュアル』
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準 (1) について】 過去4年間に不祥事は発生していないため、本審査項目は該当しない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査項目（1）について】 過去4年間に不祥事は発生していないため、本審査項目は該当しない。	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準（1）について】 『基本規程』第47条及び第56条にて当連盟への加盟と役割について定めているが、具体的な権限関係について明文化されていないため、2026年3月までに地方組織等との権限関係を明確にする旨の規程を設ける。 <例2> 【審査基準（2）について】 『組織運営に関する中長期基本計画（Connect to the future 2020 - 2030）』にて、2025年度までの各都道府県連盟の設立、及び、2030年度までの法人化を企図しているにとどまっている。専用の問い合わせフォーム窓口を設置し、指導、助言をしている。 参考URL： https://www.jbf-fid.jp/consultation/ 上述と合わせて、2026年3月までに組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針を定める。 【審査基準（3）について】 上述のとおり、問い合わせのあった相談に対して指導、助言を行うにとどまっている。茨城県、静岡県、青森県で地方連盟を新たに設立した。方針を定めたのちに改めて2026年4月より実施する予定。	6.『基本規程』 1.『組織運営に関する中長期基本計画（Connect to the future 2020 -2030）』 7.『委員会名簿』 41.『地方組織等に対する指導、助言及び支援について』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準（1）について】 『基本規程』第58条にて地方組織等の運営者との意思疎通及び情報伝達のために全国理事長連絡会を毎年度1回以上開催することを定めたが、資料による情報提供や研修会の計画を立案するまでに至っていない。審査項目42を基に2026年3月までに計画を定め、同年8月に全国理事長連絡会の実施を計画予定。	6.『基本規程』